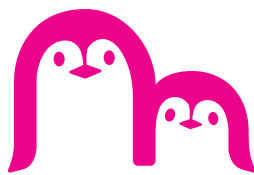


母子健康手帳交付は
予約制です。

申請後にLINEで
予約をお願いします。
※詳しくは裏面をご覧ください。

利用料金
無料!



妊娠から出産、子育てまでをフルサポート

母子手帳アプリ

子育てつ〜る

by 母子モ



母子健康手帳交付申請は母子モから!

都留市
に住民票
がある方

母子健康手帳の交付申請について

都留市では、母子モからオンライン申請ができるようになりました。
申請方法はアプリダウンロード後裏面をご確認ください。

①アプリを登録する



＼ 母子モ (ボシモ) で検索! /

母子モ

検索



① あなたのプロフィールを登録しよう!

お住まいの地域の郵便
番号を登録してください
地域の育児情報を受け
取ることができます



② 妊娠中のお子さまの情報を登録しよう!

胎児やお子さまの情報
を登録すると、成長に合
った情報がお知らせさ
れます



③ アカウント連携orメール登録をしよう!

お手持ちのID、
もしくはメールアドレス
(※)を選択してください



※第2子以降のご登録は、HOME画面右上3本線→設定→「お子さまを登録」からご登録ください。

(※)「メールアドレスの登録」で返信メールが届かない場合

- ① 迷惑メール対策等で、ドメイン指定受信を設定されている可能性があります。お手数をおかけしますが、ドメインを受信できるように設定してください。@mchh.jp
- ② GmailやFacebookアカウントなど、その他のご登録方法をお試しください。SNSアカウントで登録することで、利用者の許可なく投稿されることは一切ございません。

Apple および Apple ロゴは米国その他の国で登録された Apple Inc. の商標です。App Storeは、Apple Inc.のサービスマークです。Google Play および Google Play ロゴは Google LLC の商標です。
※掲載している画面イメージは、アプリの画面や機能がアップデートすることで実際と異なる場合があります。

サービスに関するお問い合わせ

株式会社エムティーアイ コンタクトセンター
E-mail: boshi_info@cc.mti.co.jp

その他お問い合わせ

いきいきプラザ都留 都留市 健康子育て課
電話: 0554-46-5113 受付時間: 8:30 ~ 17:15 (土日祝祭日は除く)

②アプリから「母子健康手帳の交付申請」を提出

アプリを起動！

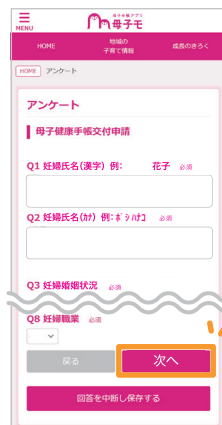


HOME画面下部*の
バナーをタップ！

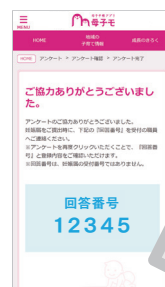
*パソコンやタブレットからログイン
した場合は、上部に表示されます。



必要事項を入力



発行された「回答番号」が
表示されたら事前提出完了



※提出済の申請は、アプリ側から変更・
修正することはできません。
※何かありましたら、回答番号をお手元に、
都留市 健康子育て課 へご連絡ください。

③都留市公式LINEから受取予約

- 受取予約をしていただき、いきいきプラザ都留 健康子育て課へ母子健康手帳を受け取りに来てください。
- 妊娠11週までを目安に母子健康手帳の交付を受けましょう。
- 受け取り日は下記記載の都留市公式LINEから予約をしてください。
※助産師・保健師が不在の場合もあるため予約制とさせていただきます。
- 「回答番号」をスクリーンショット等しておくと、母子健康手帳の受け取りがスムーズです。

●母子健康手帳受け取り予約はこちら

ご予約は都留市公式LINEからお願いします。

右下部のQRコードを読み取り、都留市の公式LINEにお友達登録いただくと母子健康手帳交付のLINE予約が可能になります。

面談には40分ほどかかります。お時間に余裕をもってお越しください。

交付日に都合がつかない方は健康子育て課までご相談ください
電話番号 0554-46-5113 (受付時間: 平日8:30~17:15)



④いきいきプラザ都留へ母子健康手帳を取りに行く

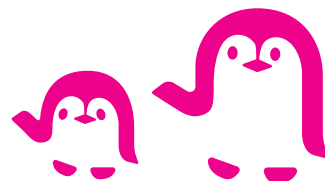
●いきいきプラザ都留に持参するもの

【母子健康手帳を受け取りに来られる方】

- ・胎児の心拍を確認したことがわかる書類
(医師または助産師の署名が記載された母子手帳交付に関する案内、妊娠届出書など)
 - ・回答後に表示される「回答番号」がわかるもの
 - ・『妊婦のための支援給付金』の受取り口座がわかるもの(妊婦名義の口座)
 - ・妊婦の本人確認ができる書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)
- ※妊婦本人以外の代理人が届け出る場合は代理人の本人確認ができる書類
※代理人が届け出る場合には、上記持参物に加えて委任状が必要です。

【妊娠中の転入者の方】

- ・母子健康手帳
 - ・前住地で発行された妊婦健康診査等の助成券の残り
 - ・妊婦本人名義の口座番号がわかるもの
 - ・回答後に表示される「回答番号」がわかるもの
 - ・妊婦の本人確認ができる書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)
- ※妊婦本人以外の代理人が届け出る場合は代理人の本人確認ができる書類
※代理人が届け出る場合には、上記持参物に加えて委任状が必要です。



⑤母子健康手帳交付

母子健康手帳交付および面談終了後に給付金のご案内をいたします。

※なお、代理人が届け出る場合、妊婦支援給付金の申請はできません。 妊婦支援給付金の申請には、別途妊婦本人との面談が必須です。